「商標使用許諾届出手続に関するガイドライン」、「商標取消手続に関するガイドライン」及び「商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法」を発表

2024 年 11 月 13 日
JETRO 北京事務所

2024 年 10 月 29 日、国家知識産権局（CNIPA）は、「商標使用許諾届出手続に関するガイドライン」及び「商標取消手続に関するガイドライン」を、同月 29 日、CNIPA 及び国家市場監督管理総局は、「商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法」を公表した。各ガイドライン及び弁法の概要は以下のとおり。

（1）商標使用許諾届出手続に関するガイドライン[i]

本ガイドラインは、商標使用許諾届出に関する法的規定及びその手続について紹介し、商標使用許諾による混同や誤認、その他の弊害、権利をめぐる紛争防止を目的とする。

- ✓ 他者に登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は、使用許諾契約の有効期間内に国家知識産権局に届け出なければならない。国家知識産権局は、関連要件を満たす商標使用許諾届出の申請について公告する。社会公衆は、「中国商標網-電子公告」セクションで具体的な情報を照会することができる。適格主体が真実の意思表示を経て合意により締結した商標使用許諾契約の効力は、商標使用許諾の届出の有無の影響を受けないが、届出のない商標使用許諾は、善意の第三者に対抗することはできない。（一、商標使用許諾届出及びその重要な意義）
- ✓ 商標使用許諾は、主に一般的商標使用許諾、排他的商標使用許諾、及び独占的専属商標使用許諾の 3 種類に分けられる。一般的商標使用許諾の場合、同時に複数の被許諾者が存在する可能性があり、各被許諾者は、いずれも排他的商標使用権を享受しない。排他的商標使用許諾の場合、被許諾者は、合意された範囲内で登録商標を使用することができるほか、第三者の使用を排除する権利を有するが、許諾者自身は、合意された範囲内で登録商標を使用することができる。独占的商標使用許諾の場合、被許諾者は最も強い独占的使用権を有し、被許諾者以外のい

かなる者でも合意された期間及び地域内において登録商標を使用することができない。（二、商標使用許諾の種類）

- ✓ 登録商標専用権が侵害された場合、独占的商標使用許諾契約の被許諾者は、人民法院に訴訟を提起することができる。排他的商標使用許諾契約の被許諾者は、商標権者と共に訴訟を提起することもできるが、商標権者が訴訟を提起しない場合、自ら訴訟を提起することもできる。一般的商標使用許諾契約の被許諾者は、商標権者の明示的な許可を得て訴訟を提起することができる。（二、商標使用許諾の種類）
- ✓ 商標使用許諾の当事者双方は、許諾する商標の登録番号、商標の図面等の基本情報、許諾する具体的な商品または役務の種類及び品目、商標の使用を許可される具体的な方式、地理的範囲等の情報、許諾期間、商標使用許諾の種類について明確に約定しなければならない。（三、商標使用許諾届出の手続き）
- ✓ 許諾者は、被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監視し、被許諾者は、登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。許諾を受けて他人の登録商標を使用する場合、その商品に、被許諾者の名称及び商品の出所を表示しなければならない。（三、商標使用許諾届出の手続き）
- ✓ 商標使用許諾届出の申請は商標権者が行うものとし、申請人の名称は商標ファイルに記録されている商標権者の名称と同一でなければならない。（三、商標使用許諾届出の手続き）
- ✓ 印紙税の納付を完了した商標使用許諾届出の申請について、国家知識産権局は、申請人に「届出通知書」を発行し、商標使用許諾の届出を登記し、その旨を公告する。商標の届出情報は『商標公告』に掲載される。（三、商標使用許諾届出の手続き）

（2）商標取消手続に関するガイドライン[ii]

本ガイドラインは、使用ニーズがなくなった登録商標の自発的な取消しを促進すべく、商標取消申請の手続に加え、不使用商標を適宜に処分しなかったときのリスクについて理解することを目的とする。

- ✓ 商標取消申請は、有効な登録商標について行う。まだ登録が許可されていない商標や、有効期間を超過した商標及び無効となった登録商標並びに人民法院に差し押さえられ、凍結された商標については、商標取消申請をしてはならない。（一.（一））
- ✓ 商標取消申請は、有効な登録が認められた商品又は役務について行わなければならず、商標の取消申請は、登録が認められた商品又は役務の全部又は一部について行うことができる。（一.（三））
- ✓ 商標権譲渡申請の譲受人、質権者、被許諾者、司法差押事件の当事者などの利害関係人がいる商標について取消申請を提出する場合、原則として、利害関係人が発行した書面による取消同意書を提出しなければならない。（一.（四））
- ✓ 取消しが認められた商標については、取消申請人に書面にて通知し、公告する。登録商標の取消の効力は、商標登録部門が取消申請を受領した日をもってその効力を失う。一部取消申請がなされた商標については、商標登録証が改めて発行される。（一.（六））
- ✓ 国家知識産権局は、職権による不正登録商標の無効宣告が可能であり、悪意の商標出願に該当する場合、出願人は警告、罰金などの罰則を受けることになり、罰則情報は法律に基づき、国家企業信用情報公開システムに掲載され、社会に公開される。そのため、関連する事業体は、自己の名義で関連する法律に違反して登録された商標があることを知った場合、自発的に当該商標を取り消し、処分するべきである。（三.（三））

（3）商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法[iii]

本弁法は、商標行政法執行部門による商標権侵害事件の処理プロセスにおいて、商標権侵害行為と認定された場合に適用されるものであり、「不法経営額」の算出方法について規定している。

- ✓ 不法経営額とは、当事者による商標権侵害行為の実施に係る侵害商品の価値総額又は侵害によって発生した売上高のことを指す。（第４条）
- ✓ 販売された侵害商品の価値は、実際に販売された価値で算定する。未販売商品の

場合は、把握された侵害品が実際販売された平均価格、同価格が把握できない場合は、侵害商品の表示価格に基づいて算定する。これらに該当しない場合、侵害発生期間の被侵害商品の中間市場価格に基づいて算定する。製造済みの商品であって、登録商標が付いていないものは、商標権侵害が確実で十分な証拠がある場合、その価値は、不法経営額の一部として参入する。（第 5 条）

- ✓ 広告において他人の登録商標の専用使用権を侵害しているが、侵害商品が確認できない場合、不法経営額がないものとみなして処理する。（第 13 条）
- ✓ 商標使用許諾者と被許諾者が共同で他人の商標権を侵害した場合、本弁法第 5 条及び第 6 条の規定に即して不法経営額を算定する。（第 14 条）
- ✓ 「サクラ行為」など虚偽の販売手法によって増加した侵害商品の販売額は、不法経営額に算入されない。（第 16 条）
- ✓ 検察当局から行政当局へ移送された事件において、不法経営額の認定が一致しない場合、行政機関の調査結果及び本弁法に基づいて認定することができる。（第 17 条）

（以上）

---

[i] 关于商标使用许可备案程序的指引
https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E5%85%B3%E4%BA%8E%E5%95%86%E6%A0%87%E4%BD%BF%E7%94%A8%E8%AE%B8%E5%8F%AF%E5%A4%87%E6%A1%88%E7%A8%8B%E5%BA%8F%E7%9A%84%E6%8C%87%E5%BC%95.pdf&filename=3ac57b85537f4a88aa24006bc822d7bb.pdf
日本語訳：商標使用許諾届出手続に関するガイドライン
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241029_3.pdf

[ii] 关于商标注销程序的指引
https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=195762&colID=66
日本語訳：商標取消手続に関するガイドライン
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241029_1.pdf

[iii] 商标侵权案件违法经营额计算办法
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zfjcs/art/2024/art_c1b17d4c17f040d1bf03115ac3955fc1.html
日本語訳：商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241030_1.pdf